

山家駐在所だより

筑紫野警察署
☎929-0110

令和7年9月号

金属盗対策法、知っていますか？



近年、金属盗による被害が全国的に深刻化しています。

太陽光発電設備から銅線ケーブルを盗むなどの金属盗が増加しており、

○ 令和6年の金属盗の認知件数は、令和2年の約4倍

○ 令和6年の金属盗の被害額は、約140億円（窃盗全体の約2割）

○ 同設備の被害により、長時間にわたる発電停止による経済的損失が発生といった現状にあります。

先月には、県内の筑後地区において、ビニールハウスの配線などが盗まれる被害が10数件も発生しています。

電線・マンホールの蓋・グレーチング・水道メーターなどの盗難は、市民の安全な生活や社会インフラの機能に重大な支障を及ぼします。

こうした状況を受けて、国は、令和7年6月に

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」

を制定しました。概要は下の3つです。

特定金属くず買受業に係る措置

登録制度の導入、身元確認の記録、取引記録等の作成保存などが義務化

犯行用具規制

ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれ大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止

盗難の防止に関する情報の周知

金属盗の被害に遭うおそれ大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知

もし、不審な金属類の取引や持ち込み、また不審な業者や車を見かけたら、速やかに**110番通報**をしてください。

安全で安心なまちを守るためには、地域ぐるみの取り組みが不可欠です。

「盗ませない・渡さない・売らせない」

私たちのインフラを、みんなで守りましょう！

